

せたがやの施設ケアマネジャーが作った

お役立ちガイド

<令和6年度版>



世田谷ケアマネジャー連絡会
施設ケアマネジャー部会

はじめに

みなさま、こんにちは。

私たちは、世田谷区在住在勤ケアマネジャーの職能団体である「世田谷ケアマネジャー連絡会」の会員です。会員のうち、主に高齢者施設で働く施設ケアマネジャーが中心となり「施設ケアマネジャー部会」として活動しています。

この「お役立ちガイド」は、私たち施設ケアマネジャーが区民の皆様から日々お寄せいただく「高齢者施設ってどんなところ？」「施設の仕組みがわかりにくい」といった声にお応えしたい思いで、平成29年10月に作成しました。

その後2回の改定を行う間に、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変わりました。高齢期の住まいはもはや「施設か在宅か」といった二者択一の考え方ではなくなっています。

このような社会の変化を踏まえ、今回の改定では、世田谷区にある高齢者施設を「世田谷区の高齢者の方々が泊まることのできる介護サービス事業」という意味でとらえ、表題そのものもリニューアルしました。

しかし、内容については、初版以来ひきつづき、区民の皆様にとって「知りたい情報をわかりやすく簡潔に！」をモットーとしています。

世田谷区には、数多くの介護サービスがあります。さまざまな専門職種や設備などを備えています。必要なときに、必要な方に活用していただけますよう、私たち施設ケアマネジャーもお手伝いできたらと存じます。

この小冊子が少しでもお役に立てましたら幸いです。

令和6年12月

世田谷ケアマネジャー連絡会
施設ケアマネジャー部会

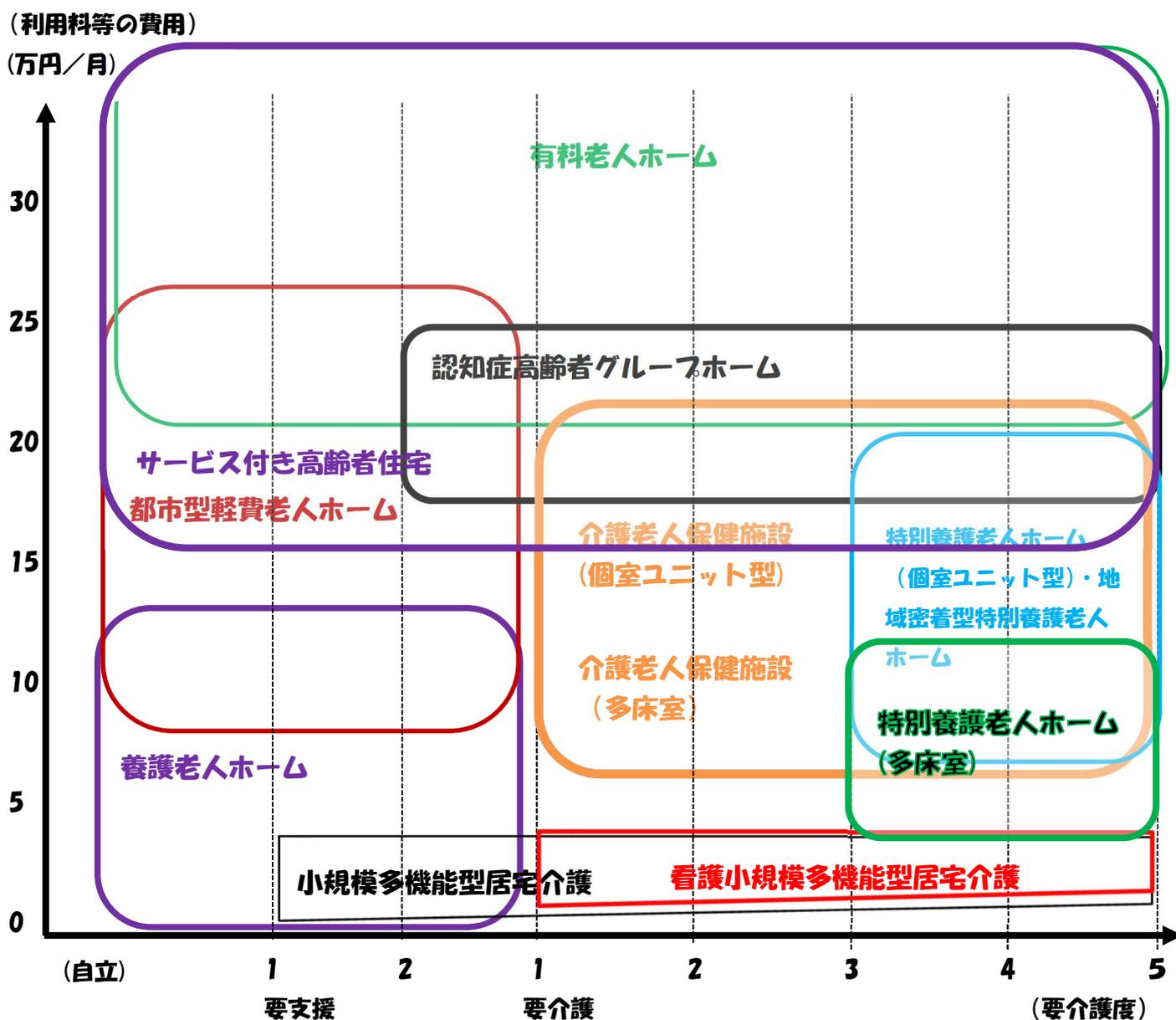
目 次

はじめに	1
せたがやの高齢者施設 全体イメージ	3
わたしの希望・条件整理シート	4
入居のための資金計画シート	5
せたがやの高齢者施設の種類一覧	6
各高齢者施設の概要	7~17
関係性イメージ図	18
介護保険サービス利用等に関する還付・軽減等の制度	19
施設利用に関する相談窓口	20
日常生活の困りごとなどに対する身近な総合相談窓口	22

※ 令和6年度版改正にあたり ※

- * 「せたがやの高齢者施設」を「世田谷区の高齢者の方々が泊まることのできる世田谷区内の介護サービス事業」ととらえています。
- * 利用料等の費用負担については、介護保険1割負担の場合の目安です。
- * 同じ施設種別でも施設それぞれに特色があり、費用も提供するサービス等により異なりますので、本紙記載の金額はあくまで目安としてご参照いただき、利用料等については個々の施設にお問い合わせください。
- * 日々の暮らしの様子などを少しでもお伝えできたらと、新たに「こんにちは！わたしたちの施設では…会員施設ケアマネジャーからのメッセージ」というコラムを入れてみました。これらは、世田谷ケアマネジャー連絡会会員が属する施設の場合であることをご了承の上、一例として参考にしていただけましたら幸いです。

せたがやの高齢者施設 全体イメージ



(注1) この図は、世田谷区にある高齢者施設について、利用料等の費用負担と身体状況（要介護度）の2つの観点から一つの図に表してみたイメージ図です。大まかな目安としてご覧ください。

(注2) 縦軸の利用料等は介護保険1割負担の場合の目安です。

入居のための資金計画シート

年金その他の収入と、月々に必要な管理費や食費などの支出を考慮して、わかる範囲で資金計画を立てることをお勧めします。後に、想定していない支出が生じることもあり得るので、いざというときに慌てないように、支出は多めに、収入は少なめに計画しましょう。

① 入居時に活用可能な財産見込み（入居時に一括して支払う場合の費用についての計画）

自宅等を売却した場合（税引後）		万円
預貯金		万円
有価証券を売却した場合		万円
退職金		万円
生命保険等を解約した場合		万円
その他		万円
入居時点での財産合計目安		万円
うち、入居時に割り当て可能な金額（十分な余裕をみてご検討ください）		万円

② 月々の収入見込み（入居した後の生活費支出についての計画）

公的年金	円	家族の援助	円
個人年金	円	預貯金取崩し	円
家賃収入	円	利子・配当金	円
給与収入	円	その他の収入	円
月々の収入見込み額 合計			円

<入居後の月々の支出見込み>（希望の施設を利用する場合に必要な支出見込み）

家賃（毎月支払う場合）、居住費	円
管理費	円
食費	円
介護サービス費	円
日用品費	円
光熱水費	円
通信費	円
交際費・レクリエーション費	円
医療費・医薬品代	円
その他	円
月々の支出見込み額 合計	円

（参考：公益社団法人 全国有料老人ホーム協会「有料老人ホーム基礎知識」）

せたがやの高齢者施設の種類一覧

(令和6年8月)

ページ	種別	根拠法	対象者	施設数
7	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護保険法 老人福祉法	常時介護を要するが、治療行為の必要はなく、 自宅での介護は困難である人	27
8	地域密着型特別養護老人 ホーム	老人福祉法 介護保険法	常時介護を要するが、治療行為の必要はなく、 自宅での介護は困難である世田谷区民	4
9	介護老人保健施設	介護保険法	病状安定期にあり、在宅生活に向け、看護・医 学的管理の下でリハビリテーション・看護・介 護が必要な人	8
	介護医療院	介護保険法	長期的に医療と介護を必要とする要介護1～ 5の要介護認定をもつ人 ※現在世田谷区にはなし	0
11	養護老人ホーム	老人福祉法	原則65歳以上で環境や経済的な理由により自 宅での生活が困難であると行政が認めた人	1
12	都市型軽費老人ホーム	社会福祉法 老人福祉法	60歳以上で自立した日常生活に不安があり、 低廉な料金を食事提供等の生活支援を要する 世田谷区民	11
13	認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	介護保険法	家庭的な環境における日常生活のケアにより、 安定した生活を送れるよう支援を要する認知 症のある世田谷区民	48
15	小規模多機能型居宅介護	介護保険法	予め契約し、「通い」「訪問」「泊まり」の 3つのサービスを柔軟に組み合わせること により在宅生活を継続できる世田谷区民	15
16	看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法	看護と介護の一体的なサービスを利用するこ とで、療養しながら在宅生活を継続できる世田 谷区民	7
17	サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居 住の安定確 保に関する 法律(高齢者 住まい法)	60歳以上または介護認定を受けた60歳未 満者で、生活支援サービスや安否確認を要し、 バリアフリー構造の住宅で生活を継続できる 人	80
18	有料老人ホーム 【介護付きホーム】 (特定施設入居者生活介護)	老人福祉法 介護保険法	介護が必要になってもホームが提供する「特定 施設入居者生活介護」を利用しながら生活でき る人	73
18	有料老人ホーム 【住宅型有料老人ホーム】	老人福祉法 介護保険法	施設内サービス以外に介護を要する場合には、 介護サービスを利用しながら生活ができる人	28

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

【入所できる人】

申し込み時に、原則要介護3以上で、常時介護を要する人。治療行為の必要ない人。自宅での介護は困難な人。

【利用できるサービス・特徴】

入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話。入居期限はない。

【利用するには】

お住まい管轄の区保健福祉課に申込み

(希望は3ヶ所まで)→必要度(ポイント数)の高い人から入居

※区のリストにない施設については直接施設に申し込む。

【費用負担目安】

月額約4万円～20万円 入居一時金なし。

介護度、減額割合、居室タイプ等により、入居者ごとに異なる。



こんにちは！わたしたちの施設では… ～会員施設ケアマネジャーからのメッセージ～

上北沢ホームは、特別養護老人ホームであり積極的なリハビリや医療を提供する施設ではありませんが、介護職員や看護師の人数が充実しているほか、専門職（医師、管理栄養士、理学療法士、歯科衛生士）を配置しています。

多職種協働により利用者一人ひとりのニーズを叶え、
旅立ちの時までしっかり暮らしのサポートができる施設です。

～上北沢ホーム 佐賀～



地域密着型介護老人福祉施設

【入所できる人】

申し込み時に、原則要介護3以上で常時介護を要する人。治療行為の必要のない人。自宅での介護は困難な人。世田谷区民。

【利用できるサービス・特徴】

**定員 29 人以下で家庭的な雰囲気の中、入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話。
入居期限なし。**

【利用するには】

**お住まい管轄の区保健福祉課に申込み
→必要度(ポイント数)の高い人から入居**

【費用負担目安】

**月額約6万円～20万円。入居一時金なし。
※利用料は、介護度、減額割合、居室タイプ等により、入居者ごとに異なる。**

介護老人保健施設（老人保健施設）

【入所できる人】

要介護1～5の人で、入院・治療の必要がなく、身体状況や病状が安定している、リハビリテーション・看護・介護が必要な人。

【利用できるサービス・特徴】

リハビリテーション・医学的管理及び療養上のケア・日常生活のケア。入所は一定期間。

【利用するには】

施設に直接申し込み

【費用負担目安】

月額約6万円～22万円。入所一時金なし。

*** 利用料は、介護度・居室タイプ、減額割合(食費・居住費)等により異なる**

医師・看護師が配置され、サポートあり。
在宅での介護負担軽減等を目標に、生活リハビリを施す役割をもつ。
病院と異なり、繰り返しの利用が可能。
動作・身体機能の向上を目指します。

養護老人ホーム

【利用できる人】

原則 65 歳以上。入院治療を要さず身辺自立だが、環境や経済面の理由で在宅生活が困難な人

【利用できるサービス・特徴】

**食事や入浴、レクリエーションや健康管理など。
就労相談など自立を目指した支援もあり。**

【利用するには】

**お住まいの管轄の区保健福祉課に申し込み。
入所は区が決定(措置の決定)。**

【費用負担目安】

**収入により月額 0 円～14万円。
扶養義務者への費用徴収が行われる場合あり。**

【その他】

**入所中に介護保険サービスも利用可。
入所期限はないが、常時介護や医療が必要になった場合は、他の介護保険施設や病院等へ。**

都市型軽費老人ホーム

【入居できる人】

60歳以上で世田谷に3ヶ月以上住民票を有する人。住居の状況や経済的事情、身体機能低下等により自宅での生活が困難な人。

【利用できるサービス・特徴】

定員20人以下の小規模な老人ホーム。日常生活の見守り・食事の提供などあり。生活相談員等常駐。入居期限は特になし。

【利用するには】

各都市型軽費老人ホーム窓口に入所申請書を提出

【費用負担目安】

月額9万円～26万円(目安)。

入居一時金なし。(利用料は、所得などにより異なります)

【その他】

日常生活の支援が必要になった場合には、介護保険サービスの利用が可能。

認知症高齢者グループホーム

(認知症対応型共同生活介護)

【入居できる人】

要支援2～要介護5の人で、医療行為の必要がなく、かつ認知症の診断を受けた世田谷区民。

【利用できるサービス・特徴】

入浴・食事・排泄等の介護、日常生活上の世話。少人数の家庭的な雰囲気。入居期限は特になし。

【利用するには】

見学→申込み→ご本人面談→入居

【費用負担目安】

月額 18万円～25万円。入居一時金が必要な場合あり。

【その他】

1ユニット(生活する際の1つのグループ)5人から9人までの小規模な施設で、できることは自分で行いながら、自立した生活を目指す。

 **こんにちは！わたしたちの施設では…** ～会員施設ケアマネジャーからのメッセージ～

近隣に芦花公園やお寺、神社もある閑静な千歳台の住宅街に立地しています。天気の良い日は散歩に出かけてお花を観て癒されたり、ドライブしたり、外食したりしています。レクリエーションや出前を取ったり、カップラーメンを食べたりと楽しく活気ある生活が出来るように、職員も色々なアイデアを出し合い話し合っています。

入居前の生活リズムを大切に、自立支援にも努め、残存能力を維持できるよう個人個人に適したケアプラン作成に努めています。ももちゃん生活して良かったと思っただけのよう職員と入居者様、ご家族と共に創り上げています。

～グループホームももちゃん 岩切・三田村～

近隣に祖師谷公園や神明社がある住宅街に立地しています。

車いすの方でも不便さを感じず利用できる広さの作りになっており、身体的な介助が必要になっても変わらず生活を継続できます。

料理の盛り付け、食器の片付け、洗濯物たたみなど、その方に合った日常生活の動きをしていただき、今できることを維持できるよう、要支援2の方から要介護5の方までが協力しながら暮らしております。移動パン屋での買い物なども楽しんでいただけます。

～グループホーム成城さくらそう 石井～



利用者が寂しくならないように、できるだけ自宅で生活していた環境になるよう居室のレイアウトを考えて、慣れ親しんだタンスやいつも座っていた椅子など、ご家族にお願いして運んで頂きます。「ここが私のおうち」と居室を見てホッと安心して頂くことで、ここの生活に早く馴染んで頂けると考えております。

また、毎日食べるお食事は、職員が献立を考え、手作りを意識して生の食材から作っています。冷凍食品やお惣菜はなるべく使用しないよう心がけております。

家庭の延長ということで毎日の家事活動を、利用者が昔から行ってきたこと(食事作り・食器洗い・食器拭き・清掃など)を職員と一緒にいつまでも継続し、できることをやって頂けるよう支援しております。

～グループホームきらら奥沢 渡邊～



小規模多機能型居宅介護

【利用するには】

要支援1～2と要介護1～5までの世田谷区民

【利用できるサービス・特徴】

24時間365日「通い」「訪問」「泊り」の3サービスを組み合わせ、馴染みの職員が地域・自宅での生活ができるよう支援する小規模のケアマネジャーに変わる。

【利用するには】

直接施設に申し込む

【費用負担目安】

**月額 約5千円～3万5千円(定額制) 宿泊料 1泊4千円
別に食事・洗濯・オムツ代など実費が必要**

【その他】

訪問・通所・泊りは他の事業所が使えなくなる。福祉用具や訪問看護は継続して使える。体調不良時や仕事など急な泊りでも空きがあれば対応できる。

≪小規模多機能つとひ八幡山≫



外出レクに力を入れており、午後はドライブで公園や飛行場など色々な所に行きソフトクリームやお団子を食べたいしてます。一日使ったの外出は電動カートを運んで花見を楽しんでる方もいます。退院後自宅に戻るのは不安な方には、連泊しながら歩行や立ち座りなど日常生活動作の見守りを行い自信がついてから自宅に戻られた方もいます。その人にあった支援を一緒に考えています。

～小規模多機能つとひ八幡山 渡邊～

看護多機能小規模多機能型居宅介護

【利用できる人】

要介護1～5の看護ケアを要する世田谷区民

【利用できるサービス・特徴】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた、看護と介護の一体的サービスサービスにより、在宅生活の継続を支援する。看取りも対応

【利用するには】

直接施設に申し込む

【費用負担目安】

月額 1万5千円～4万円（定額制）

宿泊 一泊5千円～ 別に食事代や行事費等の実費が必要。

【その他】

「訪問看護」「訪問介護」「通い」「泊まり」の4つのサービスを一つの事業所が提供。主治医等との連携により、通いでも点滴などの医療的ケアもできる。

サービス付き高齢者向け住宅

【入居できる人】

概ね60歳以上の高齢者(住宅により異なる)

【利用できるサービス・特徴】

安否確認と生活相談サービス必須のサービス以外は、それぞれの住宅によって内容が異なる。

【利用するには】

施設に直接申し込み

【費用負担目安】

月額 15 万円～。入居一時金が必要な場合あり。

【その他】

在宅で利用していたデイサービスや訪問介護の利用は継続できます。

サービス付き高齢者向け住宅の 95%以上では「食事提供」を行っており、実質的には「有料老人ホーム」です。

有料老人ホーム

【入居できる人】

原則60歳以上。施設のタイプ等により異なる。

【利用できるサービス・特徴】

入浴、食事、排泄等の介護、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等。

契約上の入所期限なし。

有料老人ホームは、施設が提供するサービス内容や入居者の健康状態により、下記の3タイプに分類される。

- ① **介護付き(有料老人)ホーム(特定施設入居者生活介護)**
…ホーム内職員により介護サービスを提供
- ② **住宅型有料老人ホーム**…外部から介護サービスを提供
- ③ **健康型有料老人ホーム**…介護が必要になったら退去

【利用するには】

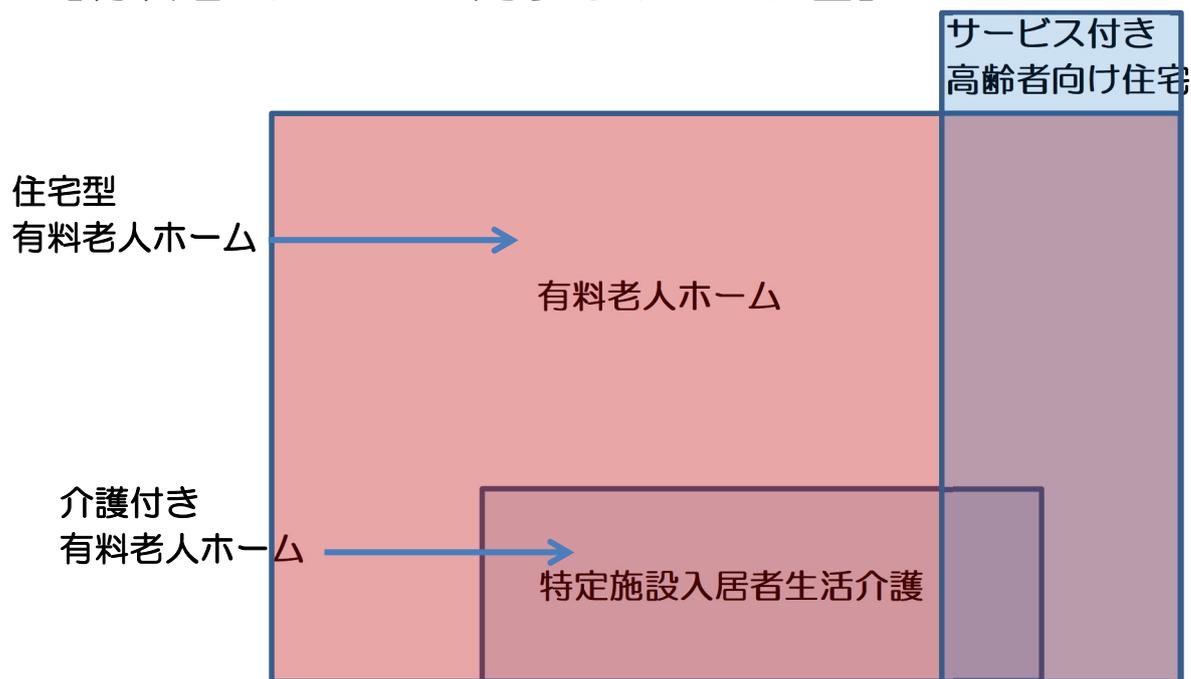
施設に直接申し込み

【費用負担目安・その他】

月額 20万円～(目安)

入居一時金の有無など、費用設定の方法を選べる場合あり。月額利用料は、入居者ごとに異なる。

【有料老人ホームに関するイメージ図】



【有料老人ホームの種類】

種類	年齢	介護保険要介護度	介護サービス
サービス付き高齢者向け住宅		要件ではない	外部の事業所に個別に依頼し料金を支払う
介護付き有料老人ホーム	65歳～	必要	施設職員により提供。介護費は利用料に含まれる
住宅型有料老人ホーム	60歳～	要件ではない	外部の事業所に個別に依頼し料金を支払う

介護保険サービス利用等に関する軽減等の制度

(令和6年4月)

	名称	概要	世田谷区の窓口
給付	高額介護サービス費	1ヶ月に利用した介護保険給付対象額が自己負担上限額超過の場合に、超過分を給付。	高齢福祉部介護保険課保険給付係
給付	高額療養費	1ヶ月に利用した医療費が自己負担上限額超過の場合に、超過分を給付。	保健福祉部 国保・年金課 *75歳以上の方 後期高齢者医療担当
給付	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費	医療保険及び介護保険サービスの両方を利用し、年間の自己負担額が基準額超過の場合に、超過分を給付。	*74歳以下の方 保険給付係
軽減	「介護保険負担限度額認定証」	介護保険施設利用時（短期入所含む）の居住費及び食費の負担額を軽減。	住所地の保健福祉課（P20参照） 高齢福祉部介護保険課保険給付係
軽減	「生活困窮者に対する利用者負担額軽減確認証」（「さくら証」）	介護保険サービスの自己負担分を軽減。	住所地の保健福祉課（P20参照）
控除	障害者控除・特別障害者控除	65歳以上で要介護認定を受けた人が一定の基準を満たす場合、本人またはその被扶養者が所得税・住民税控除の対象となる。	住所地の保健福祉課（P20参照）
控除	医療費控除	医療費及び一部の介護保険サービス自己負担分が控除対象となる。	税務署

施設利用に関する相談窓口・情報

I 相談窓口

【特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホームの問合せ・入所申請先】

地域	担当窓口	電話番号
世田谷地域	世田谷保健福祉センター保健福祉課	03-5432-2850
北沢地域	北沢保健福祉センター保健福祉課	03-6804-8701
玉川地域	玉川保健福祉センター保健福祉課	03-3702-1894
砧地域	砧保健福祉センター保健福祉課	03-3482-8193
烏山地域	烏山保健福祉センター保健福祉課	03-3326-6136

【身近な総合相談窓口】

区内全 28 ヶ所のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）
P22 に一覧。お住まいを担当するセンターをご確認ください

【有料老人ホームに関する質問やお問い合わせ】

公益社団法人「全国有料老人ホーム協会」

千代田区外神田 2-5-15 外神田ビルKビル4階

電話 03-5207-2763 (相談)

FAX 03-5207-2760

II 施設に関する情報を調べるには

【世田谷区内の高齢者に関する施設などの情報】

世田谷区公式 LINE アカウント「世田谷区」で高齢・介護情報などをご案内しています。



【東京都の施設情報】（東京都作成）

「とうきょう福祉ナビゲーション（「福ナビ」）」 www.fukunavi.or.jp
福祉サービスを提供している東京都内約3万事業所の情報などが確認できます。



【高齢者住まい事業者団体連合会（「高住連」）】

民間事業者が運営する「老人ホーム紹介センター」のうち、「紹介事業者届出公表制度」に届出の紹介センターを確認できます。



※高齢者住まい事業者団体連合会とは

「公益社団法人全国有料老人ホーム協会」「一般社団法人全国介護付きホーム協会」「一般社団法人高齢者住宅協会」の三団体で運営する高齢者向け住まいの共通課題に取り組む任意団体。

【サービス付き高齢者向け住宅に関する情報】

「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」

www.satsuki-jutaku.jp

全国の登録サービス付き高齢者向け住宅の情報を確認できます。



★施設の見学申し込み等について★

施設を申し込む前に、必ず施設の見学をされること、また、見学の際には、希望する施設に直接連絡し、日時の予約をした上でお出かけになることをお勧めします。担当職員が詳しく案内させていただきます。

日常生活の困りごとなどに対する身近な総合相談窓口

(令和6年8月)

	担当区域	担当あんしんすこやかセンター	電話番号
世田谷地域	池尻1～3、池尻4(1～32番)、三宿	池尻あんしんすこやかセンター	03-5433-2512
	太子堂、三軒茶屋1	太子堂あんしんすこやかセンター	03-5486-9726
	若林、三軒茶屋2	若林あんしんすこやかセンター	03-5431-3527
	世田谷、桜、弦巻	上町あんしんすこやかセンター	03-5450-3481
	宮坂、桜丘、経堂	経堂あんしんすこやかセンター	03-5451-5580
	下馬、野沢	下馬あんしんすこやかセンター	03-3422-7218
	上馬、駒沢1～2	上馬あんしんすこやかセンター	03-5430-8059
北沢地域	代田1～3、梅丘、豪徳寺	梅丘あんしんすこやかセンター	03-5426-1957
	代沢、池尻4(33～39番)	代沢あんしんすこやかセンター	03-5432-0533
	代田4～6、羽根木、大原	新代田あんしんすこやかセンター	03-5355-3402
	北沢	北沢あんしんすこやかセンター	03-5478-9101
	松原	松原あんしんすこやかセンター	03-3323-2511
	赤堤、桜上水	松沢あんしんすこやかセンター	03-3325-2352
玉川地域	東玉川、奥沢1～3	奥沢あんしんすこやかセンター	03-6421-9131
	玉川田園調布、奥沢4～8	九品仏あんしんすこやかセンター	03-6411-6047
	玉堤、等々力、尾山台	等々力あんしんすこやかセンター	03-3705-6528
	上野毛、野毛、中町	上野毛あんしんすこやかセンター	03-3703-8956
	上用賀、用賀、玉川台	用賀あんしんすこやかセンター	03-3708-4457
	玉川、瀬田	二子玉川あんしんすこやかセンター	03-5797-5516
	駒沢3～5、駒沢公園、新町、桜新町、深沢	深沢あんしんすこやかセンター	03-5779-6670
砧地域	祖師谷、千歳台1～2	祖師谷あんしんすこやかセンター	03-3789-4589
	成城	成城あんしんすこやかセンター	03-3483-8600
	船橋、千歳台3～6	船橋あんしんすこやかセンター	03-3482-3276
	喜多見、宇奈根、鎌田	喜多見あんしんすこやかセンター	03-3415-2313
	岡本、大蔵、砧、砧公園	砧あんしんすこやかセンター	03-3416-3217
烏山地域	上北沢、八幡山	上北沢あんしんすこやかセンター	03-3306-1511
	上祖師谷、粕谷	上祖師谷あんしんすこやかセンター	03-5315-5577
	給田、南烏山、北烏山	烏山あんしんすこやかセンター	03-3307-1198

※「あんしんすこやかセンター」は世田谷区の地域包括支援センターの名称です。

※全国どこにお住まいでも、その住所を担当する地域包括支援センターがあります。身近な福祉の総合相談窓口としてご利用ください。

**せたがやの施設ケアマネジャーが作った
お役立ちガイド
＜令和6年度版＞**

発行 令和6年 12月

**平成29年10月 初版
平成30年 4月 改定
令和 4年 7月 改定**

**作成 世田谷ケアマネジャー連絡会
「施設ケアマネジャー部会」**

※本冊子の内容は、「世田谷ケアマネジャー連絡会」ホームページからダウンロード
できます。ぜひご活用ください。

二次元バーコード

